

欧州特許庁、サンマリノ共和国への先行技術調査協力の実施に合意

2013年10月24日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、同庁とサンマリノ共和国が、10月16日、EPOがサンマリノ共和国特許商標庁（USBM）の代わりに国内特許出願に関する先行技術調査を実施することに関する合意文書に署名を行った旨、10月22日にプレスリリースした。

本プレスリリースによれば、この合意は2014年1月1日に発効し、EPOは、サンマリノ共和国における特許出願日から9月以内に、特許出願された発明の先行技術調査を行い、新規性及び進歩性の判断に関連するすべての先行技術を調査報告において提示し、同調査報告を踏まえて当該発明の特許性について説示する見解書を提供することとなる。これにより、企業が自身の発明の将来性について迅速に評価することができ、詳細な情報を得た上での経営判断を行うことができると同プレスリリースは報じている。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

[Co-operation with San Marino on national searches](#)

(以上)